令和９年度保育施設利用のてびき
（２・３号認定用）

唐津市役所 福祉こども部 児童保育課

令和８年９月発行

目　　次

１　教育・保育施設の種類……２ページ
２　教育・保育給付認定区分……２ページ
３　施設を利用するために必要な手続き……２ページ
４　入所までのながれ……３ページ
５　入所申請受付期間……４ページ
６　申し込みに必要な書類……5,6ページ
７　保育を受けるための条件と必要な書類……７ページ
８　保育を受けられる時間帯と期間……８ページ
９　保育料基準額表……９ページ
10 保育料の算定……10 ページ
11 保育料を滞納された場合……11 ページ
12 入所後の手続き……11 ページ
13 転園……12 ページ
14 在園児の取り扱い……12 ページ
15 退所……12 ページ
16 市外へ転出後に保育施設を継続利用する場合……12 ページ
17 広域入所……12 ページ
18 Ｑ＆Ａよくあるおたずね……13,14 ページ

資　　料

・保育施設の標準時間・短時間一覧表……15,16 ページ

年齢早見表

保育料は、年度当初（４月１日時点）の年齢で算定します。年度途中に誕生日を迎えても年齢区分保育料は変わりません。

生年月日	保育年齢
令和３年４月２日生まれ～令和４年４月１日生まれ	５歳児
令和４年４月２日生まれ～令和５年４月１日生まれ	４歳児
令和５年４月２日生まれ～令和６年４月１日生まれ	３歳児
令和６年４月２日生まれ～令和７年４月１日生まれ	２歳児
令和７年４月２日生まれ～令和８年４月１日生まれ	１歳児
令和８年４月２日生まれ～	０歳児

１　教育・保育施設の種類

区分	施設の種類	施設の概要	市内施設
認可	幼稚園	３～５歳児を対象に幼児期教育を行う学校で、おおむねお昼過ぎまで預けることができる施設のこと。	―
	保育所	０～５歳児を対象に、就労などで家庭保育ができない保護者に代わって夕方までの保育を実施する施設のこと。	公立２ 私立３４ （分園含む）
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設のこと。	私立１５ （分園含む）
	地域型保育事業所	保育所より小規模で、０～２歳児を対象に保育を実施する施設のこと。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育などがあります。	私立４
認可外	企業主導型保育施設	多様な就労形態に対応する保育サービスを提供する施設。従業員枠とは別に地域の子を受け入れる地域枠が設定されている施設もあります。	私立４
	その他の認可外保育所	児童福祉法上の認可保育所以外の施設のこと	公立１ 私立２

※上記の内容は変更となることがあります。

２　教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定は年齢や保育の必要性により、次のとおり区分され、施設を利用するには、認定を受ける必要があります。

認定内容に変更があるときは、市役所にて変更の手続きを行ってください。変更に伴い利用料も変更となる場合があります。

認定区分	対象年齢	保育を必要とする理由	利用できる施設	利用料		手続の場所
				決定	徴収	
１号認定	３歳以上	なし	幼稚園 認定こども園（教育認定）	市	施設	希望利用施設
２号認定	３歳以上	**あり**	認可保育所	市	市	市役所
			認定こども園（保育認定）	市	施設	
３号認定	３歳未満	**あり**	認可保育所	市	市	市役所
			認定こども園（保育認定） 地域型保育事業所	市	施設	

※保育施設を利用するには、２号認定または３号認定を受ける必要があります。

※保育を必要とする理由⇒7 ページ参照

３　施設を利用するために必要な手続き

２号認定または３号認定の保育施設への入所申込みは市役所でおこないます。（「教育・保育給付認定申請」と「入所申込」を兼ねて申請します。）

このてびきでは、保育施設の利用を希望される場合の手続きについて記載しています。幼稚園、認定こども園の教育認定及び認可外保育所については、希望の施設で直接手続きしてください。

４　入所までのながれ

施設の見学

まず、希望の園の見学や情報収集などをしてください。

保育の方針や園の雰囲気、通園までの道のりなど、施設ごとに異なります。

↓

施設入所の申し込み

申請期間内に、市役所にて申し込みの手続きを行います。

書類に不備がある場合は受付できません（記載漏れ、印漏れなど）。

特に、勤務先が発行する就労証明書は発行に時間がかかることがあります。

受付期間内に申請できるよう、余裕をもって準備してください。

↓

入所の選考

定員を上回る入所希望があった場合は、申請の際にお伺いしたご家庭の事情をもとに保育の必要性を指数化して、市が入所の選考をおこないます（利用調整）。

先着順ではありません。

↓

入所決定となった場合

教育･保育給付認定通知書及び入所承諾書兼保育料決定通知書を送付します。

↓ ↑

入所保留となった場合

入所ができない旨の通知書を送付します。この場合、年度内の入所希望期間は、翌月以降も継続して入所の選考をおこないます。

※選考を不要とする場合は、取り下げを行ってください。

※希望施設を変更したい場合は、市役所で変更の手続きが必要です。

※申請後（待機中）に提出書類や世帯の状況について変更がある場合は、保育の入所選考基準となる利用調整指数が変わる場合がありますので、必ず手続きが必要です。

（例：求職中⇔就労、世帯員の転出・転入など）

５　入所申請受付期間

【令和９年３月までの受付期間】

入所希望月	受付期間	結果通知発送予定日
令和８年１１月１日～	９月１日～１０月８日	１０月２０日頃
１２月１日～	１０月１日～１１月１０日	１１月２０日頃
令和９年　１月１日～	１１月２日～１２月１０日	１２月２０日頃
２月１日～	１２月１日～令和９年１月８日	１月２０日頃
３月１日～	１月４日～２月１０日	２月２０日頃

【令和９年４月以降の受付期間】

入所希望月	受付期間	結果通知発送予定日
令和９年４月１日～（第１次）	１１月１６日～１２月４日	２月上旬
４月１日～（第２次）	１２月７日～令和９年１月２９日	２月下旬
４月１日～（第３次）	２月１日～２月２６日	３月中旬
５月１日～	３月１日～４月９日	４月２０日頃
６月１日～	４月１日～５月１０日	５月２０日頃
７月１日～	５月６日～６月１０日	６月２０日頃
８月１日～	６月１日～７月９日	７月２０日頃
９月１日～	７月１日～８月９日	８月２０日頃
１０月１日～	８月２日～９月１０日	９月２０日頃
１１月１日～	９月１日～１０月８日	１０月２０日頃
１２月１日～	１０月１日～１１月１０日	１１月２０日頃
令和１０年１月１日～	１１月１日～１２月１０日	１２月２０日頃
２月１日～	１２月１日～令和１０年１月７日	１月２０日頃
３月１日～	１月４日～２月１０日	２月２０日頃

※　入所は原則として月の１日からとなります。
　就労・就学のみ、慣らし期間として希望により**最長１か月前から**保育認定を受けることができます。

※　選考の結果、入所保留となり翌月以降に空きが出た場合は、年度内において再度選考を行います。

※　選考の取り下げ、希望施設の変更の申出締切りは、各入所月の期間内です。

※　４月入所の２次・３次選考は１次・２次利用調整の結果の空き状況、転園・退所や保育士確保により新たに空きが生じた施設について選考を行います。

※　年度途中の５月から３月入所の空き状況を入所月の前月７日頃迄に唐津市のホームページで公開します。　　例）７月入所の場合⇒６月７日頃更新予定

■障がい児・特別な配慮を要するこどもの入所について■

障がい児及び特別な配慮を要するこどもの受入れは、全保育所で行っていますが、障がい・特性の程度や保育士の配置等により、受入れができない場合があります。

申込前に医療機関で保育所での集団生活が可能か確認していただき、お子さんと一緒に希望する保育施設へ見学に行き、施設へ相談のうえ申請手続きしてください。

６　申し込みに必要な書類

申請書に不備があると受付できず、希望の**保育施設に入れない場合**や**保育料を適切に算定できない**場合があります。例年、不備となる方が多いので、提出前に必ず確認のうえ申請してください。

（１）必ず提出する書類

□**教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書**（申請こども１人につき１枚）

記入例を参照してください。

□**家庭状況等申告書**（世帯につき１枚）

申請書では、確認できないご家庭の事情や、入所するこどもが集団生活を行うにあたり保育所へお伝えしておかなければならないことを記入してください。

□**保育を必要とする理由を証明する書類**

保育を必要とする理由に応じて、父母の就労証明書などが必要です。複数該当する場合はすべて提出してください。⇒７ページ参照

（２）世帯の状況によって必要となる書類

保育料の算定に必要となります。該当する場合はすべて提出してください。

市外から転入された場合

□**所得課税証明書**　※入所希望月によって、提出いただく書類の年度が異なります。

R8 年度入所希望月	必要書類	発行する市区町村
R8.9 月から R9.3 月まで	令和８年度所得課税証明書	R8. 1. 1 現在の住所地

R9 年度入所希望月	必要書類	発行する市区町村
R9.4 月から R9.8 月まで	令和８年度所得課税証明書	R8. 1. 1 現在の住所地
R9.9 月から R10.3 月まで	令和９年度所得課税証明書	R9. 1. 1 現在の住所地

同じ世帯に手帳を持っている人がいる場合

□**身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の写し**

※申請中の場合は手続きの際にお申し出ください。

同じ世帯に障害年金の受給者がいる場合

□**年金証書（国民：障害基礎年金、厚生：障害厚生年金等）の写し**

※申請中の場合は手続きの際にお申し出ください。

同じ世帯に特別児童扶養手当の受給者がいる場合

□**特別児童扶養手当の受給がわかる書類の写し**

※申請中の場合は手続きの際にお申し出ください。

生活保護受給中または中国人残留邦人等の支援給付を受けている者がいる場合

□**保護受給、支給給付証明書**

通学のため、別々に生活しているきょうだいがいる場合

□**別世帯同一生計きょうだい等状況届出書**

※多子判定に影響します。状況によっては、別途書類の提出を求めます。

転入予定者の申込み

□転入に伴う保育所等入所申込みについての書類

□転入予定がある旨の証明書（住居の賃貸契約書等）の写し

申込むこどもの兄・姉が未就学児であり、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、児童治療心理施設、児童発達支援・医療型児童発達支援等を利用している場合は、手続きの際にお申し出ください。

（３）その他、提出する書類

保育所を希望する場合（原則、口座振替をお願いしています。）

□口座振替依頼書

振替日…毎月２６日（土日祝日等の場合は翌営業日）

入所中のきょうだいがいる場合は、同じ口座から引き落としとなります。

□児童手当特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

※上記以外にも必要な書類の提出をお願いすることがあります。

（４）手続きに持参するもの

□印鑑（シャチハタ不可）

□個人番号（マイナンバー）確認書類

□本人確認書類

本人確認書類

１点でよいもの※顔写真つき

・運転免許証

・マイナンバーカード（通知カードは不可）

・パスポート　・在留カード

・身体障害者手帳　・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳

・その他、官公署が発行した顔写真つき資格証明書など

２点必要なもの※顔写真なし

・年金手帳　・児童扶養手当証書　・住民票　・マイナンバー通知カード

・その他、官公署が発行した書類

特別の事情がない限り、申請書類は保護者が提出してください。

７　保育を受けるための条件と必要な書類

保育所等で保育を受けるためには、保護者（父母）に**保育を必要とする理由があることが条件**となります。

複数該当する場合は、該当する全ての書類を提出してください。※事前にご相談ください。

保育を必要とする理由	基準	必要な書類
①就労	１か月あたり６０時間以上の就労を常態とすること	**就労証明書** ※お勤めの場合、勤務先から証明を受けてください ※複数勤務されている場合（ダブルワーク）、それぞれの勤務先からの証明が必要です。 ※育休中で復帰予定の場合、育休期間の記載が必要です。 ※変則勤務の場合、**シフト表**などが必要です ※自営の場合、ご自身でご記入ください。事業開始初年度の場合、**開業届・営業許可証・確定申告書の写し**など営業していることがわかる書類が必要です。 ※自営手伝いの場合、確定申告書の写しや出荷証明書など別途手伝いの状況がわかる書類が必要です。
②求職活動中（起業準備含む）	求職活動を継続的におこなっていること	**ハローワーク受付票の写し** **または求職活動申出書** **※入所後３か月以内に就労が必要です。**
③妊娠・出産	妊娠中もしくは出産後間もないこと	**母子手帳の写し** ※表紙及び出産予定日が記入されたページの写しが必要です。
④疾病・障がい	疾病・負傷があるか精神・身体に障がいを有していること	**診断書** ※指定の様式に、かかりつけの医師から証明を受けてください
⑤親族の介護・看護	１か月あたり６０時間以上の介護・看護を常態とすること	**診断書及び介護（看護）申立書** 身体障害者手帳等がある場合は、状況により写しで確認できる場合もあります。
⑥就学・職業訓練	学校等に在学するかもしくは職業訓練等を受けていること	**在学証明書・受講証**など **時間割・カリキュラム**など時間がわかるもの
⑦災害復旧	災害の復旧にあたっていること	**り災証明書**

※保護者の育休中における新規入所について

保護者が育休中の場合は、ご家庭で保育することができると考えられるため（上記に該当しないため）、新規入所はできません。ただし、就労により育休前から既に保育所等を利用している在園児については、こどもの環境の変化を考慮して、最長２年までは引き続き保育の必要性があるものと認めています。

保育を必要とする理由がなくなった場合は退所となります。

８　保育を受けられる時間帯と期間

保育を必要とする理由がある場合でも、ご家庭の状況に応じて、保育必要量（**保育を受けられる１日あたりの時間**）と、認定期間（**いつからいつまで保育を受けられるか**）が異なります。

保育必要量は、短時間（１日あたり８時間程度）と標準時間（１日あたり１１時間程度）にわかれます。標準時間の条件を満たしていれば、短時間を選択することもできます。なお、実際の保育時間は保育所ごとに異なります。⇒15, 16 ページ参照

認定の期間は、保育を必要とする理由に応じて異なります。認定期間が終了した場合は、保育施設の利用も終了します。

保育を必要とする理由	１日あたりの保育必要量		認定の期間
	短時間	標準時間	
①　就労	○	○	就労開始日から就労期間満了日が属する月の末日まで ※育休中の場合（在園児のみ） 育休期間が満了する日まで（出産児童が２歳になる日の翌日が属する月の末日を限度とする）
②　求職活動	○	－	原則として**<u>３か月間</u>** 期間内に就労しない場合は退所となります。 求職活動３か月間を使用後１年間は保育を必要とする理由としては認められません。
③　妊娠・出産	△（選択可）	○	出産予定日を基準に前８週間となる日が属する月の初日から、産後８週間となる日の翌日が属する月の末日まで
④　疾病・障がい	○	○	診断書（介護・看護申立書）に記載されている治療見込終了月の末日まで 治療に要する治療見込終了期間が未定の場合は、病状により半年毎に診断書（介護・看護申立書）の提出を求めます。
⑤　親族の介護・看護	○	○	
⑥　就学・職業訓練	○	○	就学・訓練期間開始日が属する月の初日から卒業・修了日の属する月の末日まで
⑦　災害復旧	△（選択可）	○	災害復旧するまで （個別に判断します）

※①就労、⑥就学・職業訓練について、標準時間を選択するためには原則として**<u>１か月あたり１２０時間以上の就労・就学・職業訓練を常態とすることが必要</u>**です。また、**慣らし期間**として、希望により**最長１か月前から**の認定を受けられます。

就労証明書の記入について

就労証明書については、保護者及び事業者の方が記載要領をよくお読みいただき、事業所の方が記入・証明してください。書類に不正または虚偽の記載内容が判明したときは、入所取消し（退所）となる場合があります。

９　保育料基準額表

料金は、両親の市民税額等により算定します。年度途中に料金が改定される場合があります。詳しくはお尋ねください。

令和8年度　保育認定料金表

令和8年4月1日改定

◆◇保育所・認定こども園・地域型保育事業等の保育部門を利用する子どもの料金◇◆

各月初日の階層区分		世帯の課税状況等		保育料月額　（円）				給食費				多子判定
				2歳以下（4月1日時点）		3歳以上（4月1日時点）		2歳以下（4月1日時点）		3歳以上（4月1日時点）		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	主食費	副食費	主食費	副食費	
第1		生活保護・里親世帯		0	0	0		0	0	有料(◆)	0	保育料・・・年齢に関係なく判定　副食費・・・多子判定しない（全員無償）
第2	2-1	市民税非課税(★)		0	0	0						
	2-2	市民税非課税	1子	0	0	0						
			2子	0	0	0						
			3子	0	0	0						
第3	3-1	市民税所得割額(★) 48,600円未満	1子	6,000	6,000	0						
			2子	0	0	0						
			3子	0	0	0						
	3-2	市民税所得割額 48,600円未満	1子	13,000	12,800	0						
			2子	6,500	6,400	0						
			3子	0	0	0						
第4	4-1	市民税所得割額(★) 48,600円以上 77,101円未満	1子	6,000	6,000	0						
			2子	0	0	0						
			3子	0	0	0						
	4-2(A)	市民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	1子	20,000	19,600	0						
			2子	10,000	9,800	0						
			3子	0	0	0						
	4-2(B)	市民税所得割額 57,700円以上 97,000円未満	1子	20,000	19,600	0		0	0	有料(◆)	1子:有料(◆) 2子:有料(◆) 3子:0円	保育料・・・小学6年生までで判定　副食費・・・就学前までで判定（●）
			2子	10,000	9,800	0						
			3子	0	0	0						
	4-3	市民税所得割額(★) 77,101円以上 97,000円未満	1子	20,000	19,600	0						
			2子	10,000	9,800	0						
			3子	0	0	0						
第5		市民税所得割額 97,000円以上 169,000円未満	1子	28,000	27,400	0						
			2子	14,000	13,700	0						
			3子	0	0	0						
第6		市民税所得割額 169,000円以上 301,000円未満	1子	38,000	37,100	0						
			2子	19,000	18,550	0						
			3子	0	0	0						
第7		市民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	1子	48,000	46,800	0						
			2子	24,000	23,400	0						
			3子	0	0	0						
第8		市民税所得割額 397,000円以上	1子	52,000	50,400	0						
			2子	26,000	25,200	0						
			3子	0	0	0						

【表の見方】

①　階層区分は、R8年4月からR8年8月はR7年度の市民税所得割額、R8年9月から翌年3月はR8年度の市民税所得割額により判定します。
　※R7年度市民税はR6年中(1月～12月)の所得、R8年度市民税はR7年中(1月～12月)の所得が関係します。
②　年齢は、4月1日時点の年齢で判定します。
③　表中の（★）は、ひとり親世帯（児童扶養手当の認定があることが条件です）及び在宅障がい者がいる世帯が該当します。
④　市民税所得割額を計算する際、調整控除及び税額調整額以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）を適用する前の所得割額で判定します。
⑤　表中の（◆）は、主食費及び副食費が有料である場合、利用施設毎に料金が異なることを意味します。主食費及び副食費の金額を知られたい場合は、利用施設にお問い合わせください。
⑥　多子判定（1子、2子、3子の判定）のルールは、次のように階層区分に応じて異なります。なお、表中の（●）に関し、「就学前」とは「小学校に入る前」を意味します。
　＜保育料算定時＞
　・第1階層～第4-2(A)階層の場合は、年齢に関係なく判定。
　・第4-2(B)～第8階層の場合は、小学6年生までの範囲内で、最年長の子どもから順に1子、2子、3子と判定。
　　※第3子以降は全て「3子」とします。
　＜副食費算定時＞
　・第1階層～第4-2(A)階層の場合は、全員無償なので、多子判定しない。
　・第4-2(B)～第8階層の場合は、就学前子どもの範囲内で、最年長の子どもから順に1子、2子、3子と判定。
　　※第3子以降は全て「3子」とします。

10　保育料の算定

保育料は、各月１日を基準日としてこどもと生計を同じくする保護者（父母、養育者）の市民税課税状況、世帯の状況（ひとり親・障がい者世帯など）、保育年齢、保育必要量により算定します。

世帯の状況に変更があったときは、翌月分から保育料を再算定します。必ず変更申請を行ってください。⇒11 ページ参照

（１）保育料の切り替え

新年度の市民税額が決定されることにより、毎年９月に保育料の年度切り替えを行います。年度当初の４～８月分は全員へ通知しますが、９～３月分は利用者負担額（保育料）に変更があった場合のみ保護者へ通知します。変更がない場合は通知しません。

R8 年度	算　　定	保育料の通知
R8.9 月から R9.3 月まで	令和８年度（R7 年中の収入）市民税額	R8.８月中旬

R9 年度	算　　定	保育料の通知
R9.4 月から R9.8 月まで	令和８年度（R7 年中の収入）市民税額	R9.３月下旬
R9.9 月から R10.3 月まで	令和９年度（R8 年中の収入）市民税額	R9.８月中旬

※唐津市では、６月上旬までに税額が確定します。

（２）祖父母等と同居している世帯の保育料の取扱い

入所しているこどもについて、保護者（父母）以外の祖父母等と同居（別世帯含む）している場合で、保護者の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合（保護者の給与収入額合計が１０３万円以下かつ合計所得金額が３８万円以下の場合）には、祖父母等の最も収入が多い者１人を家計の主宰者とみなして、保育料の算定に加えます。

祖父母等を家計の主宰者として判定する基準は次のとおりです。

ア）入所しているこどもを税の算定上扶養対象としている。

イ）入所しているこどもを健康保険等において扶養家族としている。

ウ）その世帯において最多収入、最多納税者である。

※祖父母等を家計の主宰者と認められる場合は、個人番号（マイナンバー）の記載を求めます。

（３）仮算定

確定申告を行わないなどの理由により市民税が不明の場合は、税額が確定するまでは、**最高階層（第８階層）として算定**します。

仮算定後、修正申告等により市民税額が確定した場合には、納めすぎた保育料は翌月以降の保育料へ充当します。（口座振替の場合は、税が確定した月の当月分の引落しには間に合わない可能性があります。）

（４）政令指定都市に住所を有する人の保育料算定

国の制度改正に伴い、指定都市の市民税の所得割の標準税率が６％から８％に変更されていますが、保育料の算定については、他の市町村との税率が異なることで不公平が生じないように変更前の税率で算定することとなっています。

例）福岡市、北九州市、熊本市など

11　保育料を滞納された場合

保護者の皆様が負担される保育料は、保育園の運営経費の一部に充てられており、大変重要な財源です。保育料を納めないでいると施設の安定した運営ができなくなる場合があります。必ず納期限内に納付していただきますようお願いします。

納期限までに納付が確認できない未納者への対応

◆口座引落の場合、資金不足等により指定期日に引落しできなかったときは、１週間以内に口座振替不能通知書をご自宅へ郵送します。

◆納期限後、２０日以内に**督促状を送付し、督促手数料（１通につき１００円）を徴収**します。

◆自宅などへの電話催促、訪問徴収等を行います。

◆納付相談を行い、天引き申出書の記入をお願いします。すでに天引き申出書の記入をされている場合は、児童手当が支給される月の１か月前の１０日までに未納があった際、未納分の保育料が天引きされます。(10 月 15 日支給の場合、9 月 10 日までに未納があった際に天引きされます)

納付されている保護者の皆様との負担の公平性を確保するため、児童手当法第２１条の規定により児童手当から申出により保育料を徴収することができることとなっています。

◆滞納がある世帯は、入所選考において、選考指数を減点するため入所が不利になります。

12　入所後の手続き

入所後に提出書類や世帯の状況について変更があった場合は、窓口での手続きが必要です。

入退所や保育料に影響する場合がありますので、その都度速やかに書類の提出をお願いします。

主な変更内容		必要な書類
世帯構成の変更 結婚（事実婚含む）、離婚（ひとり親） 転出、転入、死亡 祖父母、障がいのある人との同居		変更申請書 ※新たな世帯員のマイナンバー ※婚姻の場合は保育を必要とする証明書
転職		就労証明書
時間や日数（シフト）の変更 現在の仕事とは別に就労を開始したとき	保育必要量の変更あり	変更申請書及び就労証明書
	保育必要量の変更なし	就労証明書
育児休業の取得、期間の変更		就労証明書
出産のため離職したとき		変更申請書及び母子手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写し
退職して求職活動をするとき		変更申請書及びハローワークカード
求職中の保護者が就職したとき		変更申請書及び就労証明書
本人または世帯員の手帳の取得・喪失		取得の場合は手帳の写し
児童扶養手当の受給・喪失		児童扶養手当証書の写し
特別児童扶養手当の受給・更新・喪失		特別児童扶養手当証書の写し
転園を希望するとき		希望施設変更申請書
修正申告等による市町村民税額の変更		窓口へおいでください
教育・保育給付認定区分の変更（１号⇔２号）		まずは利用施設へご相談ください。 入所申請書／変更申請書／保育を必要とする証明（就労証明書など）

13　転園

入所後に他の保育施設へ転園を希望する場合は、あらためて申し込みが必要です。

転園は、新規入所申込みと同じ扱いとなりますので、選考の結果、転園できない場合もあります。ただし、認定こども園については、同園内での認定切替え（教育⇔保育）は新規入所申込みと同じ扱いとはせずに、空きがあれば転園決定となり在園継続することができます。

また、保護者が育休中は転園できません。

14　在園児の取り扱い

入所中の保育施設で、次年度に継続入所を希望する場合は、毎年必ず手続きが必要です。通常は利用中の**保育施設で１０月中に現況届の手続き**をすることになります。

保育を必要とする理由がなくなった場合は、継続利用ができなくなりますのでご注意ください。

15　退所

転出等を除いては、基本的には月末での退所となります。退所される月の２０日頃までに余裕を持って市役所で手続きをしてください。

また、「保育を必要とする理由」がなくなったときや理由がなく１月以上保育施設を欠席した場合も退所となります。

16　市外へ転出後に保育施設を継続利用する場合

在園児が市外に転出した後も継続して当該施設に通園を希望する場合は転出前に退所の手続きが必要です。また、転出先の市区町村で、転入の手続きが完了したら、唐津市の保育園に継続して通園するための手続きが必要です。事前にご相談ください。

17　広域入所

「広域入所」とは、転出・転入予定のないこどもが住所地以外の市区町村の保育所に入所することです。住民票のある自治体からの申請（協議）となります。申込みは次のとおりです。

区分	唐津市民が市外の保育施設を入所希望するとき**【委託】**	市外から唐津市内の保育施設を入所希望するとき**【受託】**
問い合わせ先	希望する保育施設 受入先の市区町村※	希望する保育施設 唐津市
申請手続き	唐津市	住民票のある市区町村
提出期限	受入先の市区町村の受付期間	唐津市の受付期間（⇒4ﾍﾟｰｼﾞ参照）
保育料	唐津市で算定	住民票のある市区町村で算定
入所選考	基本的には、どの自治体も市内に住民票があるこどもの保育利用が優先となりますので、市外からの利用者については、優先度は低くなります。 唐津市においても同様です。	

※受入を行っていない場合もあります。まずは必要書類や提出期限などを確認してください。

※市外に転出予定の場合は、転入予定がある旨の証明書（住居の賃貸契約書等）の写しを添付することにより市民と同等に扱われることがあります。詳しくは転出先の市区町村へご確認ください。

18　Q&A よくあるおたずね

Ｑ１：希望する保育施設・クラスの空き人数が「０人」でしたが、申込みすることができますか？

Ａ１：空き人数が「０人」でも、急な転園・退所や保育士の確保により空きが生じる場合がありますので申込みすることができます。空きの有無関わらず、希望する保育施設を記入してください。

Ｑ２：４月入所の空き状況が知りたいのですが？

Ａ２：４月入所の空き状況は公開していません。各保育施設の募集要項などで確認してください。なお、年度途中の５月～３月の空き状況は、唐津市のホームページで公開しています。

Ｑ３：希望の保育施設は複数書かないとだめですか？

Ａ３：できるだけ入所していただくために、複数の保育施設を申込みされることをおすすめします。希望する施設の選考に漏れてしまうと、待機児童となるリスクがあります。第１希望のみ記入した方が入所しやすいということはありません。利用したいと思う保育施設を利用したい順番に記入してください。ただし、入所決定後に取り下げることのないよう、通園可能な保育施設のみお選びください（他の希望者の妨げになります）。１次選考の結果入所できずに、２次・３次選考で他園に改めて申込みをしても、入所は大変困難になります。

【参考】入所選考方法

△月の空き状況	
Ｘ保育所	なし
Ｙ保育所	１人
Ｚ保育所	１人

希望者	指数	第１希望	第２希望	第３希望	選考結果
Ａさん	６０点	Ｘ保育所	記入なし	記入なし	⇒入所保留
Ｂさん	５０点	Ｘ保育所	Ｙ保育所	Ｚ保育所	⇒Ｙ保育所入所決定
Ｃさん	４５点	Ｙ保育所	Ｘ保育所	Ｚ保育所	⇒Ｚ保育所入所決定

※空きのある施設へ保育の必要性の高い指数の順、希望施設順に選考します。

Ｑ４：求職活動の理由により入所しましたが、期間内に仕事が決まりませんでした。こどもは保育園を気に入り、助かるし、このまま在園できませんか？

Ａ４：保育所は「保育を必要とする理由」がない場合は、利用できません。
　求職活動での入所期間は３か月です。期間内に就労しなければ、支給認定期間を延長できないため退所となります。

Ｑ５：仕事を辞めました。すぐ退所しないといけませんか？

Ａ５：退職しても、３か月以内に保育の条件を満たす就労をされる場合は、求職中として保育施設の利用ができるので、退所する必要はありません。速やかに市役所で手続きを行ってください。ただし、１年以内に求職活動の理由により、保育施設を既に利用した場合は退所となります。

Ｑ６：こどもが先月１歳になり、育児休業を延長するのですが、「入所保留通知書」がないと育児休業給付金がもらえません。遡って発行してもらうことは可能ですか？

Ａ６：入所の選考が終わっているので、遡って発行することはできません。お子さまが１歳になる前に申請手続きをしてください。

Ｑ７：きょうだいで入所しています。申込み（現況届）に添付する就労証明書はそれぞれ必要ですか？

Ａ７：同じ年度中の申請に限り原本は１枚で結構です。最初に提出する書類に原本を添付して、後で提出する書類にコピーを添付してください。

Ｑ８：下の子の新規入所申込みをする予定ですが、きょうだい（在園児）の現況届に添付して提出済です。あらたに就労証明書を勤務先から記入してもらう必要がありますか？

Ａ８：提出した就労証明書の内容に変更がなければ、当該年度中はあらたに証明してもらう必要はありません。しかし、育休期間を変更する、雇用期限を更新するなど、勤務状況に変更がある場合は、あらためて勤務先から証明してもらう必要があります。

Ｑ９：事実婚により配偶者（パートナー）と同居を始めました。手続きが必要ですか？

Ａ９：世帯員の増により市役所で手続きが必要です。また、保育料にも影響しますので、変更申請書に配偶者（パートナー）の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

Q10：祖父母と同居しています。保育料の算定に影響はありますか？

A10：父母の収入によって生計が成り立っていない場合は、別世帯でも同一住所であれば、祖父母等の最も収入が多い１人を家計の主宰者として、保育料の算定に加えますので影響します。

ただし、同一住所で２世帯住宅（完全別居）の場合は、世帯ごとの公共料金（電気代・水道代等の光熱費）の領収書の写しを提出していただくことにより、生計が別であると認められるため、保育料の算定には影響しません。

Q11：離婚予定で別居中です。保育料は下がりませんか？

A11：保育料は変更ありません。離婚後の翌月から算定方法が変更となります。ただし、離婚調停中については、裁判所から離婚調停中である旨の証明書を提出されることにより、所得を合算せずに算定することができます。

Q12：確定申告をしていないため、最高階層で保育料が決定されました。どうすればよいですか？

A12：住民税の申告が必要です。住民税確定後、当該年度の４月または９月に遡り保育料を再算定します。ただし、過年度分は再算定しませんのでご注意ください。確定申告の方法については、税務課へお問い合わせください。

Q13：保育施設はどのように選んだらいいですか？

A13：保育施設によって開所時間は異なり、個性もさまざまです。事前に見学に行き、園のカラーを確かめていただくことが大切です。

参考「よい保育施設の選び方　十か条」抜粋(厚生労働省ホームページより)

一　まずは情報収集を	**二　事前に見学を**
三　見た目だけで決めないで	**四　部屋の中まで入って見て**
五　子どもたちの様子を見て	**六　保育する人の様子を見て**
七　施設の様子を見て	**八　保育の方針を聞いて**
九　預けはじめてからもチェックを	**十　不満や疑問は率直に**

お子さんの保育上、性格や気になるところ、アレルギーの有無、投薬の有無など、見学時に相談してください。場合によっては、保育士の加配が必要になることがあります。

絵本代・新年度用品・体操服・制服など、保育料とは別に各保育所で実費徴収するものがありますので確認しておきましょう。

保育施設　一覧表

■認可保育所

地区	区分	施設名	電話番号	短時間	標準時間	延長含む時間	乳児保育
久里鬼塚	私	くりのみ保育園	70-3610	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	生後3ヶ月から（首がすわってから）
		（半田分園）	77-1817	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
	私	山本保育園	78-0156	8:30～16:30	7:30～18:30	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:30	
外町長松大志ほか	私	あけぼの保育園	72-2007	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
	私	和多田保育園	72-6700	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
	私	外町保育園	72-4243	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
	私	たんぽぽ保育園	75-0207	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
	私	長松保育園	72-4200	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
		（竹木場分園）	73-6670	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
		（見借分園）	74-1072	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
	私	町田保育園	72-5365	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
		（山田分園）	78-0385	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
	私	清和保育園	72-5274	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
	私	城内シオン保育園	73-3083	8:30～16:30	7:00～18:00	7:00～19:00	
	私	こども塾神田園	53-8550	7:30～15:30	7:30～18:30	7:30～19:00	生後6ヶ月から
西唐津佐志湊ほか	私	青葉保育園	72-4788	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	生後3ヶ月から（首がすわってから）
	私	大島保育園	72-5352	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
	私	西唐津保育園	73-6397	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
	公	若葉保育所	72-8493	9:00～17:00	7:30～18:30	短 7:30～18:30	
	私	佐志保育園	72-3550	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
		（大良分園）	74-1881	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
	私	唐房保育園	72-4308	8:30～16:30	7:00～18:00	7:00～19:00	
	私	湊保育園	79-0625	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
		（屋形石分園）	79-0983	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～18:30	
浜玉	私	双葉保育園	56-8385	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
	私	親和保育園	56-2184	8:30～16:30	7:30～18:30	7:00～19:00	
	私	平原保育園	070-2668-8889	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
北波多	公	若竹保育所	64-2593	9:00～17:00	7:30～18:30	7:00～18:30	
	私	北波多第二保育園	64-2710	8:00～16:00	7:30～18:30	7:00～19:00	
	私	ひかり保育園	64-2418	8:00～16:00	7:30～18:30	7:00～19:00	
肥前	私	やまのもり切木保育園	53-2812	9:00～17:00	7:30～18:30	7:30～19:00	
	私	うみのもり高串保育園	54-0588	9:00～17:00	7:30～18:30	7:30～19:00	
鎮西	私	なごや保育園	82-1129	8:30～16:30	7:30～18:30	7:00～18:30	
	私	打上保育園	82-3800	8:00～16:00	7:30～18:30	7:00～19:00	
呼子	私	殿の浦愛児園	82-2932	9:00～17:00	7:30～18:30	7:00～19:00	
七山	私	七山保育園	58-2159	8:30～16:30	7:00～18:00	7:00～19:00	生後6ヶ月から

■認定こども園

地区	区分	施設名	電話番号	短時間	標準時間	延長含む時間	乳児保育
唐津	私	すみれ幼稚園	73-2631	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00	生後3ヶ月から（首がすわってから）
	私	リョーユー幼稚園	74-7500	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
	私	昭和幼稚園･なかよし保育園	72-4380	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
	私	唐津ルーテルこども園	72-2518	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00	生後6ヶ月から
	私	唐津カトリック幼稚園	72-2755	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00	生後3ヶ月から（首がすわってから）
	私	虹の森こども園	74-0660	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～20:00	
	私	かがみこども園	77-2115	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
		かがみおひさまこども園	58-7800	8:00～16:00	－	8:00～17:00	
	私	エルアン幼稚園	77-3450	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	－
相知	私	相知エルアンこども園	51-8020	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	生後3ヶ月から（首がすわってから）
浜崎	私	浜崎幼稚園	56-6103	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
厳木	私	厳木さくらんぼ	58-9724	9:00～17:00	7:00～18:00	7:00～19:00	
肥前	私	ひぜんこども園	51-6662	8:30～16:30	7:30～18:30	7:00～19:00	
呼子	私	呼子中央こども園	82-3342	8:00～16:00	7:30～18:30	7:00～19:00	
	私	呼子こども園	82-3926	8:00～16:00	7:30～18:30	7:30～19:00	

■小規模保育事業

地区	区分	施設名	電話番号	短時間	標準時間	延長含む時間	乳児保育
鎮西	私	馬渡島保育園	82-9610	8:00～16:00	―	7:00～18:00	生後3ヶ月から（首がすわってから）
呼子	私	小川島保育園	82-8016	8:00～16:00	―	―	

■事業所内保育事業

地区	区分	施設名	電話番号	短時間	標準時間	延長含む時間	乳児保育
唐津	私	保育所しいの木	74-1563	8:30～16:30	8:00～19:00	8:00～19:30	生後3ヶ月から（首がすわってから）
唐津	私	なないろ保育園	58-8434	8:00～16:00	7:00～18:00	7:00～18:30	

●保育提供クラス年齢

施設名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	その他
かがみおひさまこども園	○	○	×	×	×	×	短時間認定のみ
馬渡島保育園	○	○	○	○	○	○	短時間認定のみ
小川島保育園	○	○	○	○	○	○	短時間認定のみ
エルアン幼稚園	×	○	○	○	○	○	
なないろ保育園	○	○	○	×	×	×	
保育所しいの木	○	○	○	×	×	×	進級のみ5歳まで可

「×」がついている年齢は保育を提供していないため申請することができません。
「○」がついている年齢は申請することができますが、空きがあることを示しているものではありません。

唐津市が発行している「子育てガイドブック」に、保育施設の住所・運営主体や一時預かりなどその他の保育サービス、市の全般的な子育て支援情報を掲載していますので、併せてお読みください。お持ちでない方は、窓口にてお申し出ください。

からつっこ まんなかプラン

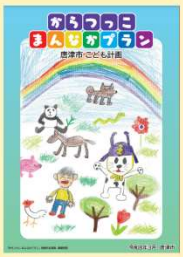

からつっこまんなかプランってなに？

こどもや若い人、子育てをしている人たちが、安心して暮らせるまちにするための唐津市の計画だよ！学校や遊び場、居場所困ったときの相談、地域での活動など、みんなの生活に関係しているよ。

くわしく見たい人は・・・

動画やこども版もあるよ！

からつっこまんなかプラン

めざすまちのキャッチフレーズ

「からつっこ」の夢を地域で支え
誰もが輝くまち

唐津市こどもまんなか【公式】

Instagramアカウント開設しました！
子育て情報等を発信しています🎀
皆さんのフォローお待ちしています✨

問い合わせ

唐津市役所	児童保育課	TEL０９５５－５３－８０７６
浜玉市民センター	地域支援グループ	TEL０９５５－５３－７１０４
厳木市民センター	地域支援グループ	TEL０９５５－５３－７１１４
相知市民センター	地域支援グループ	TEL０９５５－５３－７１２４
北波多市民センター	地域支援グループ	TEL０９５５－５３－７１３４
肥前市民センター	地域支援グループ	TEL０９５５－５３－７１４４
鎮西市民センター	地域支援グループ	TEL０９５５－５３－７１５２
呼子市民センター	地域支援グループ	TEL０９５５－５３－７１６４
七山市民センター	地域支援グループ	TEL０９５５－５３－７１７４